

議案第68号

小松島市消防団条例の一部を改正する条例について

小松島市消防団条例（昭和30年小松島市条例第1号）の一部を別紙のように改正する。

令和6年9月3日提出

小松島市長 中山俊雄

## 小松島市消防団条例の一部を改正する条例

小松島市消防団条例（昭和30年小松島市条例第1号）の一部を次のように改正する。

第2条を次のように改める。

第2条 消防団員（以下「団員」という。）の定数は、443名とする。

2 団員の種類は、次のとおりとする。

（1） 基本団員 次号の機能別団員以外の団員をいう。

（2） 機能別団員 特定の消防活動に限り従事する団員をいう。

第6条中第2号を削り、第3号を第2号とし、第4号から第6号までを1号ずつ繰り上げる。

第16条中「別表第2」を「別表」に改める。

別表第1を削る。

別表第2 警戒出動報酬の部中「1,200円」を「4,000円」に改め、「する。」の次に「1回の出動時間が4時間を超えるときは、1時間を増すごとにつき1,000円を加算し、8,000円を上限とする。」を加え、同表中

「

年額報酬	団長	82,500円	
	副団長	69,000円	
	分団長	50,500円	
	副分団長	45,500円	
	部長	37,000円	
	班長	37,000円	
	その他 の消防	36,500円	

	分団員		
--	-----	--	--

」を

「

年額報酬	団長	82,500円	
	副団長	69,000円	
	分団長	50,500円	
	副分団長	45,500円	
	部長	37,000円	
	班長	37,000円	
	その他の消防分団員	36,500円	機能別団員にあつては、12,200円

」に

改め、同表を別表とする。

#### 附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の別表警戒出動報酬の部の規定は、この条例の施行の日以後に行われた警戒出動に係る報酬について適用し、同日前に行われた警戒出動に係る報酬については、なお従前の例による。